

医療関連感染対策に関する取組事項

1 医療関連感染対策に関する基本的考え方

感染防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。

当院は、感染防止対策を病院全体として取り組み、病院に関わる全ての人々を対象として、医療関連感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2 医療関連感染対策のための組織及び体制に関する基本的事項

当院における感染防止対策を総合的に企画、実施するために、各部署からの構成員で組織する感染防止対策委員会を設置し、毎月1回委員会を開いています。また、その下部組織として感染制御チーム(医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師で構成)を組織し、毎週1回院内を巡回して医療関連感染防止対策を推進しています。

3 医療関連感染対策のための職員に対する研修に関する基本方針

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、医療関連感染対策に関する職員研修を年2回、全職員を対象に開催しています。

4 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

法令に定められた感染症届出の他、院内における耐性菌等に関する感染情報レポートを作成し、感染制御チームでの検討及び現場へのフィードバックを実施しています。

5 医療関連感染発生時の対応に関する基本方針

感染症患者が発生または疑われる場合は、感染制御チームが感染対策に速やかに対応します。また、必要に応じ、通常時から協力関係にある地域の他医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

6 患者さん等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本取組事項は院内に掲示し、患者さん及びご家族などから閲覧の求めがあった場合はこれに応じます。

7 医療関連感染対策の推進のために必要な基本方針

医療関連感染防止対策の推進のため「感染対策マニュアル」を整備して、全職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルの見直し、改訂を行います。

感染防止対策委員会